

「第三世界」としての「中国」

——いわゆる台湾の国連再加盟問題をめぐって—— 河辺 一郎

●●●●

はじめに

一九七一年一〇月二五日、国連総会は決議二七五八を採択し、「中華人民共和国にそのすべての権利を回復させ、同国政府の代表を国連における唯一の合法的代表であると認め、蒋介石政権の代表を彼らが国連とその関連機関において不法に占めている地位から追放する」ことを決定した。

これにより中華人民共和国（以下、特に必要のない限り「共和国」とし、台湾の中華民国は「台湾」とする。これらは煩雑さを避けるための便宜的な呼称であり、何らの政治的な意図はない。またここで取り扱う問題について何らかの予断を下すものでもない。なお「中国」という呼称は、引

用資料において使用されている場合及びその他の必要な場合を除き使わない。英文の資料で「China」が使用されている場合は、翻訳せずに示す。）が常任理事国として国連に議席を得る一方、この決定に先立って台湾は総会議場を後にした。共和国が義勇軍という形で朝鮮戦争に参戦し、国連総会から共和国が「侵略に従事している」と認定されてから二一年が過ぎていた。以降、台湾は、多くの国際機関への参加の機会を失い、政治的に孤立する。

一九八七年、台湾政府は戒厳令を解除し、急速に民主化に向けて動き始め、九一年には「動員戡乱时期」の終結を發表し、共和国を対等の政治実態として認知する。その一方、九二年の国連の一般討論（総会の冒頭で各国が行う包括的演説）においてニカラグアなどが台湾の国連復帰に言

及する。九三年三月六日には錢復外交部長も国連加盟推進を表明し、公式に活動を始め、同年、台湾が初めて発表した外交白書も「速やかな国連への復帰」を表明する。そして八月六日付で、コスタリカなど中米六カ国が台湾の地位に関する問題を国連総会の議題に上程することを提案し、二二年ぶりにこの問題が注目を集めるようになった。九八年まで、この問題は議題項目として採択されてはいないが、毎年提案が続けられており、国連総会の議題の審議において最も賛否を分ける問題となっている。

共和国と台湾のどちらが国連における China 議席に座るかという問題は、かつては「中国代表権問題」として、多くの議論がなされてきた。特に日本においては、国連に関して六〇年代に最も重視された問題だったと言ってもよい。しかし共和国が議席を得た後は、ほとんど論じられることがないままに推移してきた。それが九三年以降、再び熱い問題となっているのである。ただし、かつての議論が米ソ対立下における政治的な意味合いをもって語られることが多かったのと同様に、現在も何らかの政治的意志を秘めて論じられる傾向にある。つまり、台湾の国連復帰を正当化するための、またはこれを拒否する共和国の主張を正当化するための議論になりがちである。純粹に学問的に論じているかのように見える論述においてもこれは当てはまるように思われる。しかしこの問題は、単に共和国か台湾かと

いう点にとどまらず、これまでのそしてこれからの共和国の外交姿勢、特に七一年に議席を回復して以来の姿勢を考へる上でも重要な資料を提供している。

これが北京と台北の間で議論されているのであれば、それは問題としてもまた議論に関わる者の規模から見ても、せまい範囲のしかも密室の問題となる。しかし国連に持ち込まれることにより世界中を巻き込んだ議論となり、それは共和国と他の諸国の関係を問う直すことにもつながる。

しかもそれは公開の場で行われるため、議論の経過を追うことが容易となり、同時に、当事者の間だけで通用する理屈には留まらない、説得力のある議論の組立が求められる。これは二国間の議論では考えられない特質である。

中でも注目されるのは、これが、「第三世界」（いわゆる三つの世界論と一般的な用例の両方の意味において）が多数を占める総会に持ち込まれていることである。総会の議題は単純多数決で採択されるため、問題の帰趨は数で勝る第三世界が左右することになる。従ってこの問題においては、従来ほとんど議論されなかった、第三世界に対する共和国の姿勢と、その国連政策が問われることになる。

本稿が台湾の国連復帰問題を取り上げるのはこのような問題関心からである。なお、ここで意図しているのは台湾の加盟申請またはこれに対する共和国の批判の法的正当性または不当性を論じることでも、加盟の実現または阻止の

可能性やそのための方策を検討することでもない。ただしそのような問題を軽視しているわけではないことも言うまでもない。これらを取り上げないのは、本論の問題関心があくまで共和国の外交姿勢の特質やその問題点を検討することにあるためである。また以下本件を台湾問題などと記すが、これも便宜上のことで他意はない。

一 China代表権問題の 意味と経過

基本的なことだが、China代表権問題が持つている意味について、最初にまとめておこう。

機関銃、戦車、毒ガス、飛行船、飛行機などの新型大量破壊兵器が数多く登場し、ヨーロッパを主戦場として戦われた第一次世界大戦は、戦争の概念を変えることをヨーロッパ人に迫った。これを受けて、第一次大戦後の平和構想においては、戦争の非合法化、軍縮推進、平和主義などが強く主張されることになる。しかしその後、これらの考え方は第二次大戦の勃発を防ぐことができなかつたという認識から、第二次大戦後の平和構想においては、第一次大戦後の構想からは大きく転換して、大国を中心とする軍勢力を重視する考えが中核となる。これを具体化したものが国連憲章であり、その目的の筆頭には「国際の平和及び安全を

維持すること」が掲げられ、その方策として、「中華民国、フランス、ソヴェエト社会主義連邦共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国」を常任理事国とする安全保障理事会（安保理）が、「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができると規定している。そしてこの点こそ、国連の前身の普遍的国際機構である国際連盟とは異なる、国連の最も重要な特徴となつた。さらに常任理事国に安保理の決定を阻止する権限、いわゆる拒否権が与えられた。第二次大戦後の平和構想は本来的に、国際協調主義という理想を根底におく一方で大国中心と軍事重視という覇権的な制度を作るといふ、二面性を持つていた。

この構想を策定する中心的な役割を担つたのは第一に米国、ついで英国、そして積極的に案を示した米国に比べれば副次的ではあるが、強く自己主張したという意味では、ソ連だつた。これに対して中華民国は構想の策定に参加はしたが、その参加は形式的なものに留まり、積極的な役割は果たさなかつた。また、英国のチャーチルとソ連のスターリンは中華民国を常任理事国に加えることに積極的ではなかつた。このようにその位置づけは必ずしも中心的なものではなかつたが、それにしても、国連におけるChina議席は戦後の平和構想における覇権的な地位を得たのである。

四九年に共和国が建国を宣言し、国連からの「蔣介石政

権」の追放を求める。クーデターや革命などにより一つの国名を名乗る複数の政府が生まれ、それが国連における代表権を争うのは珍しいことではない。しかしChina議席の場合には根本的にその意味が異なっていた。通常の代表権問題としての性格に加えて、常任理事国という第二次大戦後の覇権構造の中心的立場を争うものだったためである。さらに、五〇年一〇月に朝鮮戦争に共和国が参戦したことに對して、国連総会は五一年二月一日、「中華人民共和国中央政府が……朝鮮において自ら侵略に従事しているものと認め」たため、問題はより複雑になった。共和国は、覇権体制の中核に位置する可能性がありながらそこに入ることを拒否された上に、現行の覇権体制から侵略者として認定されたのだから。共和国は反覇権主義を唱えるが、そのような政府が本質的に覇権的な立場をめぐって争うことは、国際協調主義と覇権主義という二重構造を告発する立場に共和国が位置するという認識を、一般化させることになった。

しかし、この覇権体制を特に中心的に担うはずの米ソが対立する。言葉をかえれば、覇権体制の中でさらに覇が争われたのである。このため覇権体制を具体化した機構としての国連は機能しなくなる。一般に言われる、ソ連の拒否権の乱用による安保理の麻痺とは、この文脈で認識されるべきである。結果的に、この機構を主導するのは大国ではなくむしろ中小国となった。一九五六年に初の平和維持軍

が設置されるが、中立の立場で当事者の合意により設置される戦わないこの活動の登場は、国連の質的転換を象徴した。そしてこれを主導したのも中小国だった。さらに、六〇年にアフリカ諸国一六カ国が一挙に国連に加盟するに及んで、国連の状況は大きく変化し、これらの国は一国一票が保証される総会を舞台にその主張を展開し始める。覇権主義と国際協調主義という相反する面を持っていた大戦後の構想のうち、安保理すなわち覇権主義を具体化した機関が機能しなくなる一方で、国際協調主義を国連において具体化した性格を持つ総会が活性化するのである。

国連発足からしばらくの間は、ソ連の拒否権を封じるために拒否権を制限または廃止する議論が米国を中心に盛んだった。これは覇権体制内部の大国間の争いだった。これに對して、開發途上国が力を強め始める五〇年代後半からこれらの国の間で起こる拒否権への批判は、別の意味を持っていた。米国における批判が、覇権体制が自らが望むようには機能しないことへの不満だったのに對して、開發途上国からの批判は、大戦後の構想そのものが持つ二重構造の矛盾を鋭く突いたものだったのである。そして、覇権的な地位を占める可能性がありながらその地位を与えられず、しかも自らは反覇権を唱える共和国は、開發途上国の立場からの覇権体制への批判における象徴的な存在となった。

植民地主義つまりそれまで覇権が争われてきた中におけ

る最大の犠牲者は、言うまでもなくアフリカである。しかし、反覇権や反植民地主義を掲げる共和国でありながら、その最大の被害者であるアフリカを認識したのはけつして早くはなかった。共和国がはつきりとアフリカに目を向けるようになるのは、特に、六三年一月一日から翌年二月四日の間に周恩来がアフリカ諸国を歴訪したのを契機とする。ソ連東欧とアジア以外では初の訪問であり、いわゆる「アフリカ発見の航海」だった。

ここで注目すべきは、当時の共和国が周辺諸国との関係を悪化させていたことである。ソ連との対立が明白になり、チベットをめぐるインドとも急激に対立を深める。またこの問題に関しては、国連総会が六一年一月二日に、マラヤ連邦とタイが提案国に加わった共和国のチベット政策非難決議を採択し、ここでもさらに関係が悪化する。またこの頃、共和国はインドネシアとの距離を急速に縮めるが、六五年九月のクーデターを契機として一挙に険悪なものとなる。共和国のアフリカ接近は、近隣との緊張の高まりの代償としての意味があつたのである。それは、半植民地化の歴史を持つ共和国がその経験とその主張から当然に導き出される結果として、植民地主義の最大の被害者であるアフリカに接近したものとは、必ずしも言えなかつた。

一方アフリカから見れば、東アジアの問題は自分たちに直接は関わらない。東アジアの対蹠点つまり地球上で正反

対の場所は南米から南大西洋にかけてであり、当然にこの地域は地球上でも最も東アジアと関係が薄い。人口や経済規模の大きな国であれば遠隔地との関係も生まれるが、小国の場合にはほとんどない。そして、あえて言えば、これらの地域の諸国から見れば、北京でも台北でもまたはピョニャンでもソウルでも大きな意味はない。東アジアの人々にとつてこの地域はなじみが薄いことと同様である。例えば日本では、小国の多い西アフリカやカリブ海の諸国の大半は国名すら知られておらず、そこで起きている深刻な問題についても十分な理解が欠ける傾向も否めないように。

従つて、これらの諸国にとつてみれば、この China をめぐる問題に対する姿勢は、他からの働きかけに応じて安易に変えることもできるし、また、近隣諸国が受けやすい利害関係とは距離を置いて、より原理原則を中心において議論することもできることになる。同時に、これらの諸国のこの問題に対する理解は東アジアの歴史的な背景を十分に踏まえたものにはなりにくく、自分たちの問題に引きつけたものとならざるを得ない。共和国を積極的に支持する国々〔その多くは非同盟運動(NAM)を支持し、旧宗主国や米国の介入を批判していた〕にとつては、共和国の具体的な政治姿勢に基づいて支持するという以上に、その抽象的な主張や先に見た共和国が常任理事国となることの象徴的な意味合いが、重要だったのである。また共和国にしてみれば、

関わりの薄い地域だからこそ友好的な自国の姿を演出することもできた。これを象徴するのが、文化大革命のさなかの六七年に締結されたタンザン鉄道への援助だったと言えよう。この意味で、台湾と共和国双方の支持票の争奪が特にアフリカで激しく行われたのは無理もなかった。

六〇年代は総会において最小勢力だったアフリカが最大グループに躍り出ることで幕を開けた。この中で、総会は六〇年に植民地独立付与宣言³を、六一年には核兵器使用禁止宣言⁴を採択する。中小国、特に新たに独立した国々の主張が形になったのである。中でも、一般にあまり重視されていないが、核兵器の使用を国際法違反とした核兵器使用禁止宣言の採択は意味が大きかったと言えよう。当時の核保有国は米ソ英仏の四カ国、つまり大国中心という戦後構想のままに中核となる諸国だった。核兵器使用禁止宣言は、それらの大国を対象にして、新たに独立した国々、経済や軍事などの面から見れば比較にならないほどの小さな力しか持たない国々が苦情を申し立てたことを意味したためである。中小国が主導する総会が公然と大国中心の安保理に挑戦したのであり、戦後構想が持つ二つの面の位置づけの逆転と言うことができた。そして、この問題を推進する中心となったのが他ならぬアフリカ諸国であり、提案国一二カ国中、一〇カ国を占めていた。⁵

そのちようど一〇年後に、これらの諸国は、反覇権を唱

える共和国を安保理に送り込むことに成功する。これは、開発途上国の安保理への挑戦が新たな段階に入ることを意味していた。共和国が国連に議席を得たのは、七〇年代最初の国連デーを迎えた翌日だった。その日に、六〇年代を通じて日米がその国連政策において最も重視してきたChina代表権問題が日米の全面敗北という形で解決したことは、七〇年代の国連の姿を象徴していた。その後、開発途上国は総会を通じてその主張の実現に向けて歩みを進める。

しかし共和国は自らの議席の意味を理解していたとは言えない。反覇権を唱えていたはずの共和国は、大国中心主義を象徴する常任理事国の座に軋轢も感じることなく座ることができたのだから。しかもその後の共和国は、自らを支援した諸国の期待に沿う活動をすることはなかった。⁶ 国連におけるその行動は開発途上国、特にアフリカ諸国の失望を招くことになるのである。NAMは、国際協調主義の具体化としての総会（旧宗主国や超大国とも対等の立場を確保できる場と言ってもよい）を前提として、国連を足がかりに世界の現状に対する主張の実現を図ろうとしていた。一方、共和国は、覇権体制としての国連への参加を拒否されたことから国連を否定していたのであり、そのような体制自体を否定してはなかったと言える。国連の二面性の一方を批判しつつ一方を足がかりにして主張の展開を図っていたNAMと共和国の間には、国連の位置づけに

関してはつきりとした思惑の差があったのである。その共和国が覇権体制の中核に席を占めるようになったことは、この思惑の差が表面化することでもあった。

共和国が議席を回復した一〇年後の八一年、米国でレーガン政権が誕生する。この政権は著しい反共姿勢を示すと同時に、開発途上国に対して次々に抑圧的な政策をとった。特にその焦点となったのが南部アフリカ、中東・北アフリカそして中米・カリブ地域だった。例えば、周辺諸国に対して直接間接の侵略を繰り返していた当時の南アフリカに対しては、レーガン政権は積極的に関係の強化を進めた。ちなみに、この南アフリカの侵略の結果、八〇〜八八年の間に周辺諸国には一五〇万人を越える犠牲者と最大で年間のGDPの六倍の損害がもたらされている。これは第二次大戦後における戦争などによる被害の中でも有数のものである。また同政権は、国連は開発途上国によって支配されているとして批判する。それは特に総会に向けられ、投票で採択された総会決議に対する米国の賛成率はレーガン政権期を総じて約一〇%に急落し、反対率は約六〇%に達するという、国連史上他に類例のない数値を示すようになる。レーガン政権は、その是非と方向性はともかく、開発途上国にとって国連総会と七〇年代が持っていた意味をそれなりに理解し、かつ重視をしていたのである。

しかしレーガン政権のこのような姿勢にもかかわらず、

共和国と米国の関係は比較的良好に保たれた。確かに、政権発足半年後の六月一四〜一七日、ヘイグ国務長官が共和国を訪れ、共和国に対して兵器を売却する意思を表明すると同時に台湾への売却予定も明らかにし、共和国は強く反発をした。しかしその後、黄華外交部長が訪米し、翌年八月には共同コミュニケを発表し関係を修復している。米国の台湾への武器売却にもかかわらず、レーガン政権の国連敵視政策を担ったカークパトリック国連大使は、就任直後の八一年四月一四日にニューヨークのアジア・ソサイエティで次のように講演している。「合州国はChineseが経済政治機構を自由化する方向に進んだことを当然歓迎し、そして我が国と我が陣営との関係の拡大を歓迎している。事実、レーガン政権は二カ国間の関係を正常化する（七二年二月二七日の『河辺』）上海コミュニケに基づいて中華人民共和国との関係に自ら関わってきた。我々は台湾関係法に基づいて台湾との密接な関係を維持するが、その一方で、アメリカ人とChineseの相互の善意により、始められたばかりのこの関係は拡大発展を続けるだろう。開発途上国の多くがレーガン政権から脅威を受けていたのに対して、反ソ連連合の形成を外交の最優先課題とする共和国とレーガン政権は、当初から一致点を見出していたのである。そしてこの二者の一方は国連を軽視し、具体的な活動を行うことなく、他方は国連を敵視し、積極的にその活動の妨害に乗

り出していた。この点でも両者の距離は比較的近かった。一方、レーガン政権から干渉を受けていた開発途上国の多くは、共和国が国連における議席を得るのを支援していた国でもあった。また、後述するシオニズム問題を重視する諸国や、後に台湾の国連加盟を提案する諸国も関わっていた。しかし共和国がそれらの諸国を積極的に支援することはなかった。

毛沢東時代の共和国は、自国の国連議席が持つていた開発途上国にとつての意味を理解していたかどうか疑わしく、また七〇年代に開発途上国が推進した問題にも必ずしも積極的ではなかった。そして、改革開放に方針転換した鄧小平時代の共和国は、一〇年前に共和国を支持した国の多くに対して強圧的な態度をとったレーガン政権と比較的良好な関係を維持した。毛沢東もその後の体制も、この点では共通する方向性を持っていたのである。

二 台湾国連再加盟問題の 国連総会への登場

九三年、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマの六カ国が八月六日付の書簡に添えて、「普遍性の原則及び国連における分断国家の二重代表の確立したモデルに基づく、国際的な文脈におけ

る台湾の中華民国の異常な状況の検討」と題する議題を総会の議題に組み入れることを提案し、その後さらに六カ国が提案国に加わった。この提案には、この問題を検討するための委員会を設置する旨の決議案が添付されていた。すでに前年の総会でこれらの国が演説において言及し共和国が反論していたが、これは包括的な一般討論の中で一言ふれたに留まり、具体的な議論が行われたわけではなかった。しかし正式に議題への組み入れが要請されたことにより、独立した問題として議論されることになったのである。

提案理由は、次のようなものだった。国連における議席を失った後も台湾は経済的發展を遂げ、安定した政治機構を維持している。しかしそれにもかかわらず国連加盟国ではないために「二一〇〇万人の住民の基本的人權」が無視されている。「台湾の中華民国の権利を国連が承認することは、普遍性及び法の前の国の平等の原則に合致する。加えてこれは、国連憲章の目的及び原則に沿い、直接に関わる関係者の利益に従って、単一の法的及び政治的な Chinese 国家の最終的統一を推進するだろう。……以前の東西ドイツ及び南北 Korea が国連の加盟国になった前例は、国連の二重代表が、国の統一を妨害するものでも恒久的な分断を国際社会が推進することを意味するものでもないことを、はっきりと示している」。「台湾の中華民国が諸国際機関の活動に全面的かつ正式に参加することは、国際社会に現実的か

つ有益な影響を及ぼす。例えば、台湾の中華民国と中華人民共和国とともにアジア開発銀行及びアジア太平洋経済協力会議（APEC）のメンバーであり、さらに、ともに関税及び貿易に関する一般協定（GATT）のオブザーバー資格を持ち、加盟を検討している。従つて、台湾の中華民国の異常な状況を現実に見つめる時が来たのである。」

かつての代表権問題は、共和国と台湾のいずれが正当に「China」を代表しているかという点から争われており、共和国と台湾が相互を否認し、排他的に一つの地位の占有を主張していた。しかしここでは、七三年に東西ドイツが、また九一年に韓国と北朝鮮が同時に国連に加盟した例にない、共和国と台湾の二つの政府が同時に議席を得ることを提案している。また、常任理事国としての議席には直接は言及していない。つまり、この問題の原理が根本的に転換したのである。一方、総会にこの問題を提起している点では、かつての代表権問題と共通している。新規加盟問題として扱う場合は、安保理が総会に勧告する手順をとり、拒否権の対象となる。かつてならば、常任理事国である米、国、二つの政府」を主導するいかなる国または個人に対しても強く反対する」と、提案国を強い口調で批判した。以降、同様の内容の文書が繰り返し提出されている。

問題も今回の台湾問題も、ともに国際協調主義を体现する機関で推進されることとなった。

これに対して共和国は八月一日付の書簡を提出して反論、これは当日付けの総会文書として配布された。ここで共和国は、「この動きはChinaの主権に対する深刻な侵害及びChinaの内政に対する甚大な干渉であるばかりでなく、国連憲章の目的及び原則、さらに一九七一年の二六回総会で採択された決議二七五八（XXVI）に反する」とし、「国連におけるChina代表問題は、政治的、法的及び手続的にすでに解決したものであり、「二重代表」はまったく問題外であることは、明らかである」、「国連憲章に謳われている重要な原則は、国の主権の尊重及び基本的に国の内政の管轄にある問題に対する不干渉である。国連における台湾議席問題を提起することは、Chinaの内政に対する深刻な侵害であり、Chinese人民の感情を深く傷つける行動である。我々は、いかなる文脈の下であっても、またはいかなる方法、名称またはいかなる手段によるものも、国連において「二つのChina」、「一つのChina」、「一つの台湾」または「一つの国、二つの政府」を主導するいかなる国または個人に対しても強く反対する」と、提案国を強い口調で批判した。以降、同様の内容の文書が繰り返し提出されている。

加盟各国は、審議資料とすることを希望する文書を総会文書などとして配布を希望することができる。通常、文書

を事務局に提出して配布を要請した場合、発行されるまでは数日かかり、コストリカなどが六日付の書簡で提出した議題組み入れ提案も九日付の総会文書として配布されている。それにもかかわらず、共和国の文書が提出した日に即日発行されたことは、共和国が事務局に対して特に圧力をかけたことも推測される。ちなみに、九八年七月一三日付の書簡に至るまで、この問題の議題上程に関する共和国の書簡は、全て同日中に配布されている。なお、配布を希望する文書の分量が少ない場合などは事務局が作成し直すのが、長いものや微妙な表現を含んでいる場合には、提出された文書そのまま複写する場合が多い。特に台湾に関する言及がある場合は事務局も注意しているようで、後述する南太平洋フォーラムのコミュニケを総会文書として配布した場合には、「このコミュニケは提出されたものを複写した。ここで使われている文言は、いかなる国または地域あるいはその当局の法的地位に関する、国連事務局のいかなる部分の意見の表明を含むものでもない」との注意書きが付けられている。その文書の記述内容を理由に事務局が文書の配布を断ることはできないことからくる、事務局の苦しい対応または責任回避である。

さて、国連総会の議題案は、憲章及び議事手続に基づいて自動的に上程されるいわば手続的な項目、前年までの総会決議によって申し送りされている項目、そして、各国か

ら新たに提案される議題項目案などから、事務局が作成する。この仮議題を、総会開会後に総会議長が議長を務める一般委員会が審議し、項目ごとに議題に組み入れるか否かを決定し、総会に勧告するのである。九三年の仮議題は、前年までの決議などにより申し送りが決まっている項目などをまとめたものが六月一五日付で、各国から提案されたものなどをまとめた追加案が七月二三日付と八月二七日付で用意され、後者の追加案において本件は仮議題項目一五八番となった。一般委員会は、九月二一日の総会開会を受けて二二日から審議を始めた。

提案国を代表して提案説明を行ったグアテマラは、「最近の開放と民主化の雰囲気は国連の効率性の強化に好適であり、国連加盟、国際社会の生活及び仕組みに積極的な参加を希望する何百万もの人々の状況の検討を可能にしている」とし、この提案は「紛争の平和的解決、いかなる国の領土的統一または政治的独立に対しても武力または武力による威嚇の使用、並びに国の内政に対する不干渉を強調している。平和及び調和のとれた共存を強化する公正な解決が見出せるだろう」と述べた上で、米ソ対立が終わったことと内政不干渉を強調した。これに対して共和国は「China 政府は「一つの China」原則を支持し、「一つの China」「一つの China」「一つの台湾」または「独立した台湾」を作り出すとするいかなる試みにも強く反対する」と反論する。

すでに提出されていた書簡で用いた文言に加えて台湾の独立にも言及したことが、台湾の主張する論理がかつての「一つの China」をめぐる議論とは質が異なっていることを共和国が十分に認識していることを示していた。この問題が独立運動とその抑圧という問題になりうることを、共和国が自ら指し示したのである。

その後、グレナダ、ニカラグアが議題組み入れを支持、パキスタン、タンザニア、スリランカ、イラン、エジプト、バングラデシュ、ベニン、ロシア、インド、スロバキアの
一〇カ国が反対し、否決され、この年の審議を終えた。

三 「シオニズム非難決議」撤回問題と 共和国

台湾は決議二七五八見直しの理由の一つとして、「国連がその時宜に適しない決議を見直した前例は少なくない」ことを挙げて⁽¹⁹⁾いる。ではこれらの問題に対して共和国はどのような姿勢を示したのだろうか。ここで台湾が示した前例は二つある。第一に「四五年（四六年の誤り）河辺」の国連総会は、スペインのフランコ政権をファシスト政権と見なし、それはスペイン人民の本当の合法的な代表ではないとし、フランコ政府の国連組織内の会議と活動に参加することを禁止⁽²⁰⁾したが、五〇年にこれを撤回したこと、次に、

「九一年に国連総会は、四六〇八六号決議を採択し、一九七五年に採択された、シオニズムを一種の人種差別であると⁽²¹⁾して第三三七九（XXX）号決議を撤回した」ことである。

前者の決議が撤回された背景には、前年一〇月に共和国が成立したこと、この年の一月、ソ連が台湾から China 議席を剝奪することを安保理で提案するがこれが否決されたこと、そして何より六月に朝鮮戦争が勃発し、いわゆる朝鮮国連軍が組織されて国連が紛争の当事者になったことが大きく影響していた。つまり米ソ対立が激化すると同時に、大国主義・軍事重視という第二次大戦後の平和構想がより覇権的な文脈で具体化していた。いわゆる冷戦の熱戦化である。そのような中で、米国にとっては、問題の舞台となっている国連加盟国の構成を自陣営に有利にすることの方が、ファシスト政権か否かというよりも優先した。当然のことながら、ソ連東欧諸国は「フランコ体制は今もスペイン人民の利益に反する反民衆的なファシスト体制である」として、この撤回に強く反対した。結局、撤回決議は賛成三八（China、米国など）、反対一〇（ソ連東欧など）、棄権一二（英仏印など）で採択された。

このように見ると、米ソ対立が激しさを増す中で処理されたこの問題は、「国際情勢の根本的な変化」を全面に押し立てて決議二七五八の見直しを求める際に示す事例としては適切ではない。何よりも、当時の China 議席を占めてい

たのは台湾であり、共和国は決議の採択にも撤回にも関与してはなかつた。従つて、共和国の姿勢を検討する例としてはふさわしくなく、台湾が共和国に対して示す例として説得力があるとは言えない。

これに対して、シオニズム非難決議が採択されたのは共和国が議席を占めた後だつた。そして、後述するように、これは七〇年代の国連を象徴する問題であり、しかも共和国と関係を持つていた。従つてこの問題においては、政治的な意味の大きい決議の採択と撤回における共和国の姿勢が、具体的に表れていると考えることができる。しかもその撤回は米ソ対立終焉後の九一年に行われており、台湾再加盟問題が公式に示されたのと時期が近い。ただし、この撤回を強調することは、シオニズム非難決議を重視するアラブ諸国の反発を招くおそれがある。台湾がこの例を付記程度にしか扱つていないのはこのためと思われる。以上の理由から、次に、シオニズム非難決議の持つていた意味とその撤回において共和国が示した態度について検討する。なお、シオニズム非難決議またはその撤回自体の是非はここでは問題にしない。

四七年一月二九日、国連総会は、アラブ人などの反対にもかかわらず、英国領だつたパレスチナを一方的にユダヤ国とアラブ国に分割することを決めた。これは、ヨーロッパのキリスト教社会が内部に抱えてきたユダヤ差別問題を

自らの手で解決することを放棄し、自分たちが支配していた植民地に一方的に押しつけることで責任を回避しようとしたものだつたと言ふことができる。そして当時は戦後直後すなわち国連発足直後で、国際協調主義を掲げる一方で大國中心と軍事重視という霸權的な仕組みを中心に置くという構想が、特に矛盾を指摘されることもなく、目指すべき目標として生きていたのである。欧米諸國などが加盟國の多数を占めるこの時期に總會がこの決議を採択し、しかも米ソが共に賛成したことは、この構想の問題点が顕在化してはなかつたことを示している。この問題を追求すべきアジア、アフリカ諸國はなお植民地支配の下に苦しんでおり、一部の大國を中心とする霸權体制と先進國を中心とした国際協調の間には、大きな矛盾はなかつた。共和国が國連からの台湾追放を求めるのはこの二年後のことだつた。

このような経緯を持つパレスチナ分割決議が、特に六〇年以降の國連のあり方の変化の中で問題化し始めたのは当然のことだつた。そしてついに七〇年一月二八日、總會は「國連憲章に基づき、パレスチナ人が平等の權利と自決權を有することを認め」、「パレスチナ人の譲れない權利の全面的な尊重が、公正で永続的な中東の和平の確立において不可欠の要素であることを宣言」した。これは、重要事項の採決に必要な三分の二の賛成は得られなかつたものの、共和國を支持する投票が初めて過半数を上回つた年でもあつ

た。翌年には共和国が議席を得ることになるわけである。そして七四年には、アジア・アフリカ五六カ国の要請により、「パレスチナ問題」が国連総会の議題として二年ぶりに復活し、この議題の下でパレスチナ解放機構（PLO）が総会に招請され、アラファト議長が演説を行い、PLOに総会オブザーバーの地位が与えられる。鄧小平が総会において「三つの世界論」を唱えたのもこの年である。

このようにChina代表権問題とパレスチナ問題は相互に密接な関係を持っていた。大国中心の中で生み出されたパレスチナ問題が改めて顕在化した背景には、四七年当時にこの問題に関わっておらず、しかも反覇権を唱えていた共和国が議席を得ることによる国連の状況の転換があったのである。そして共和国の議席獲得こそは、国連の創設を主導し国連において中心的な役割を演じていた米国などと、その構想の策定に参加せず、構想自体においても周辺のな役割しか与えられなかった小国、特に開発途上国の力関係の逆転を象徴する問題だった。事実、共和国に議席を移した決議二七五八の提案国二三カ国中一八国がシオニズム非難決議に賛成し、さらに内一カ国はシオニズム非難決議の提案国となっていた。決議二七五八の提案国でシオニズム非難決議に反対した国はいなかった。そしてこの二つの問題がこのような密接な関係を持つからこそ、共和国の議席獲得は米国民に衝撃を与え、また同時にシオニズム非

難決議は米国が七〇年代を通じて強めた国連批判の焦点となった。当時のモイニハン米国情連大使は国連総会を「危険な場所」と呼んで批判したが、特にその標的とされたのがこのシオニズム非難決議だった。

七五年には東チモール問題や西サハラ問題なども起きていたが、少なくとも米国における関心に焦点を当てると、これは当時の国連に関して最も注目された問題の一つだった。これに対して共和国は、この決議の採決の際には賛成したが、直接はこの問題に関しては発言をしていない。この審議において米ソ両国はともに演説し、言葉の上であってもこの問題を重視する姿勢を示したのに対して、共和国は少なくとも積極的な態度はとらなかった。共和国は、七一年の初の演説以来、パレスチナの解放闘争を支持すると語り、シオニズム非難決議が採択される直前の一月一日には関連する問題の審議で「我々はイスラエルのシオニストの侵略に断固として反対する」と述べてはいる。しかし、シオニズムの位置づけの頂点をなす場面においては沈黙したままで、この問題を重視した米ソ両国との違いを見せた。共和国を支持した諸国の思惑とは異なり、共和国の側は積極的または具体的な姿勢は示さなかったと言える。九一年の国連総会においてこの決議の撤回が突然浮上する。湾岸危機・戦争においてアラブ諸国が分裂し、PLOがイラクへの理解を示したことによりパレスチナ側の立場

が弱体化、米国の立場が強化される中でのことだった。七五年の決議を撤回する決議案は米国などにより一二月二日に提出され、一六日に採決が行われた。しかし、湾岸戦争後に初めて開催された総会において最も賛否を分けた問題の一つだったこの審議においても、共和国は発言をしなかった。さらに決議案の採択に際しては投票に欠席し、この問題への消極的な姿勢を示した。この年、投票によつて採択された決議などは七六あったが、この中で共和国が欠席または明快に投票への不参加を表明したのは五回だけだった。共和国は七五年には発言しなかったがシオニズム非難決議に賛成していた。しかし今回はより徹底してこの問題への関わりを避けたのである。

一九八二年より、国連総会の議題には「国連決議の履行」という項目が組み入れられている。共和国が台湾再加盟問題の議題組み入れに反対する書簡を提出しているのはこの議題の下である。当時この項目の組み入れを提案したのはキプロスだった。キプロスによれば、現在の世界は「高まる緊張と危機の深刻化という悲惨な状況」にあり、「世界に広まっている政治状況の悪化は、人類が新たな国際的混乱に危険なほど近づいていることを如実に示している。この権威ある国際機関は創立から三七年たつが、今もなおその決定への合意を保証するという要請を満たすにはほど遠い」という認識が、背景にあった。直接の言及こそはないが、

明らかに、この前年に成立し、国連諸機関の決議をことごとく無視し、安保理においても拒否権を乱用していたレーガン政権を念頭に置いていたのである。しかし、その後この問題は議題には上程されるが十分な議論は行われず、非同盟諸国首脳会議などの文書が形式的に提出されるに留まり、この項目は形ばかり総会議題に残り続けていた。特に、米ソ首脳による冷戦終焉宣言を受けた九〇年にはこの項目の下では文書は提出されていない。そして共和国は、八〇年代にはこの項目の下で文書を提出することもなく、明らかにこの問題を重視していなかった。それは、レーガン政権に対する共和国とNAMとの認識の差でもあった。

シオニズム非難決議の撤回が決められた九一年、共和国が初めてこの項目の下で文書を提出した。この年、七月二十九日から三一日にかけてミクロネシア連邦で開催された太平洋フォーラムのコミュニケが総会文書として配布されたが、ここで「台湾・中華民国代表との意見交換のための個別会合の可能性の調査」について言及していた。共和国が「国連決議の履行」の下で提出した文書は、この南太平洋フォーラムのコミュニケに対して、「このような呼称が国連文書に現れることは、まったく受け入れられない」と、強く批判したものだ。この直後に注目を集めるシオニズム問題に関するものではなかったのである。他には共和国はこの議題項目に関しては文書を提出していない。共和

国の「国連決議の履行」の主張はあくまで決議二七五八に留まり、他の問題には必ずしも適用されるものではなかった。共和国にとってはこの議題は「総会決議二七五八の履行」と呼ぶべきもので、他には履行すべき決議はなかったと言つてもよい。それは、共和国が議席を回復して以来、国連において積極的な活動をしていないことを裏付けてもいた。そして翌九二年にこの項目で共和国が提出した文書も、コスタリカなどが演説において台湾に言及したことを非難するものと、前年同様、南太平洋フォーラムのコミュニケーションを非難するものだけだった。

すでに見たように、China 議席問題とパレスチナ問題は密接な関係を持つていた。さらに、九一年になされたこの撤回は、決議二七五八の見直しと同様に米ソ対立の終焉を理由の一つとしており、この点でも両者の関連は深かった。しかしそれは六〇年以降にこれらの問題を推進した側からの一方的な思いこみの中のことであり、共和国が共有していた認識ではなかったと言わざるを得ない。そして共和国が、国連史における画期的な意味を持ち、またイスラエルにとつてもパレスチナにとつても「国」のあり方の根幹に関わる重要な決議の撤回に対して無関心を装ったことは、論理的には共和国が決議二七五八の見直しを拒否する基盤を弱めることになった。少なくともこの時には、共和国は決議の尊重を口にはしなかったのだから。この出来事、特

に共和国のこのような姿勢が、この二年後に始まる台湾の活動に影響を与えた可能性もあり得る。

四 グアテマラへの監視団派遣に 対する拒否権

九三年に初めて公式に提案された決議二七五八の見直しの議題上程は、九四年以降も引き続いて議論されている。九四年の提案国は最終的に一五カ国になり、その内七カ国が一般委員会において支持演説を行った。これに対してパキスタンなど一六国が反対し、否決された。九五年には最終的に二〇カ国が提案、内一二カ国が支持演説をし、二八カ国が反対し否決、九六年にはそれまでの「普遍性の原則及び国連における分断国家の二重代表の確立したモデルに基づく、国際的な文脈における台湾の中華民国の異常な状況の検討」という項目案から「総会決議二七五八 (XXVI) により生じた、台湾の中華民国の二一三〇万人の人民の無力な異常な状況の、国連の活動への参加に向けた検討」と変え、論点を「国」から「個人」に移して提案された。そして、冷戦が終つたことやこの問題が東アジアの平和と安全に役立つことなどが強調された。これは特に欧米諸国に対するアピールをねらったものと言えよう。これに対して共和国は、その反論文書において「エルサルバドル及び六

カ国」が提案した議題組み入れ等の表現をしてきたものを、「ニカラグア及びごく少数の他の国」との強い表現に変える。一般委員会ではさらに議論が沸騰し、ブルンジが、両者の立場はよく分かっているから単に賛否だけを表明するように演説を制限すれば時間が節約できると発言するなど、エスカレートする。また共和国は、少しでも台湾に言及するような問題に対しては、その国連再加盟運動との関係の有無を問わず苦情を申し立てるようになる。例えば、各国の兵器貿易の実体について各国に報告を求めて公表する通常兵器登録制度において、共和国は、台湾への売却が脚注の形で付記されていることを「Chinaの主権の侵害であり内政干渉」と批判している。そのような中で、この問題に直接は関係しない所から注目を集める動きが起きた。

一九九七年一月一〇日、安保理において共和国はグアテマラへの停戦監視団の派遣に対して拒否権を行使する。七一年に議席を回復して以来、共和国はそれまで拒否権を二回行使していた。いずれも七二年で、まずバングラデシュ加盟問題に対して単独で、続いて中東問題に関する決議への西側諸国の修正案にソ連とともに反対票を投じた。今回の拒否権は、それ以来、二五年ぶりのものだった。

中米のグアテマラでは右派の政府と左派勢力の間で長年にわたって内戦が続いていたが、九六年一月四日にオスロで停戦協定が結ばれ、二九日に最終的な和平協定が結ば

れた。なお、ここで重要な役割を演じたのはノルウェー、スウェーデンそして旧宗主国のスペインだった。パレスチナ暫定自治合意などを始めとする諸紛争の調停において活躍している北欧諸国がここでも中心的な活動を行ったことは、大いに注目すべきだろう。

ここで国連事務総長は、関係者との協議をふまえて、停戦監視のために一五五人からなる軍事監視団を三カ月間派遣することを求め、これに応ずる形でアルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、メキシコ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英、米、ベネズエラの一カ国が決議案を提出した。中南米と西欧を中心とする提案国には、中南米及び西欧他のグループに属する理事国が全てその名を連ねていた。

一方グアテマラは、台湾問題の議題上程が九三年に提案された時からの提案国で、特に九三年の一般委員会では提案説明を行っていた。共和国は、このことを理由に監視団派遣を決める決議案の受け入れを拒み、拒否権の行使も辞さない姿勢をとったのである。共和国への説得工作が実らないまま、一月一〇日夜に新年初の安保理が開催された。最初の発言者となったグアテマラは次のように述べた。

「安保理理事国の大部分がこの監視団派遣に賛成することを、全面的に信じている。そして言うまでもなく、全ての理事国が国連憲章に基づくその責任を適切に理解している

ことを十分に承知している。」「誰も知らぬものがないように、この問題に関して、常任理事国の中の一カ国が二国間問題を提起している。この異常な事態にもかかわらず、全面的な善意とこの困難を克服する上で求められている柔軟さをもって、この二国間問題に関してこの国の代表団と協議することが適当とグアテマラは考えてきた。これに関連して、私は、各国間の友好関係に建設的に貢献しようとする我が政府の意向を強調し、他のいかなる国の内政にも干渉する意志が一切ないことを保証したい。同時に、我々の国際的行動は、他の国の領土的統一または政治的独立に影響を与えるような行動をしないという点で、国連憲章に含まれている諸原則を尊重するものであることを改めて表明したい。」

グアテマラに続いて各国が発言するが、提案国以外には、非理事国が発言を求めたものも含めて、オランダ、カナダ、フランス、韓国、ポーランド、エジプト、ケニア、ギニアビサウ、日本が投票前に、投票後にロシアが演説した。注目されたのは「第三世界」に属するアフリカ諸国、中でもエジプトの発言だった。ギニアビサウは当時は台湾支持議題案の提案国だったが、他の二カ国は一般委員会の審議において共和国支持の演説を行っており、特にエジプトは九三年以降毎年のように演説を行っていたためである。

エジプトは、和平合意を「紛争と対立により引き裂かれ

てきた国における平和及び安定の支持において、国連によって達成された重要な一里塚」と評価し、「これらの協定の署名を改めて歓迎し、この成果についてグアテマラ人民を讃えた。そして、「安保理は、今日提出されている決議案を採択し、合意を履行する機会の拡大に貢献しなければならぬ」、「エジプト代表はこの決議案の全条項を支持し、賛成する。ある国が、国連の支援により協議された和平合意の実行監視を安保理に要請している場合には、どのような要請であつても肯定的に対応する価値があると確信する。このような対応が、国際の平和及び安全の維持のための安保理の責任と合致する場合には、なおさらである」と続けた。

各国の発言が終わった後、決議案が投票にかけられた。しかし、一五カ国の理事国中一四カ国が賛成したが、共和国が反対すなわち拒否権を行使し、決議案は否決された。ここで共和国は「Chinese代表は手元にある決議案に対して反対票を投じた。このような事態は我々が欲したものではない。この原因は全面的にグアテマラ政府の誤った行為にある」と、監視団派遣問題には触れずに、ただ台湾問題が拒否権行使の理由であることを示した。つまり、この拒否権が台湾問題において中心的な立場で活動をしているグアテマラに対する報復だったことを、自らはつきりと宣言したのである。ここに至ってこの問題は、小国が国際協

調主義を体现する総会で推進する事案に対して、共和国が覇権体制を象徴する安保理で報復するといふ図式になった。一〇日後の一月二〇日、非公式協議において合意が達成されたことを受けて安保理の審議が再開された。決議案は理事国間の協議により準備されたもので、投票前に共和国が発言した。

「誠実な精神の下、過去二〇日間にわたって、我々はグアテマラと実りある協議を重ねてきた。国連憲章の目的及び原則に基づき、未来志向の実際的アプローチを通じて、両者はついに両者がともに受け入れられる解決を見出した。これにより、提出されている決議案への China の支持を妨げていたものが取り除かれた。」我々は、国連における China とグアテマラとの間の協力のための基盤が一層強化され、二カ国間の関係のさらなる発展のための良好な状況が生み出されることを希望する。」

これと同時に共和国は、一〇日前の発言とほとんど同じ内容を記載した上で、「前記の立場に基づき、Chinese 側はこの問題の解決のために適切な提案を行った。この上で China とグアテマラは、力を合わせた努力を通じて、合意に達した」との文章を加えた「ポジジョン・ペーパー」を安保理で配布している。この合意は、「グアテマラ当局は、China の主権及び領土的統一を侵害する行為をとっている限り、安全保障理事会において China の協力を期待すること

はできない」などの強硬な言葉を改めて各国に示し、念を押した上でのものだったのである。拒否権の通用しない総会で台湾問題が審議されている以上、それに対して常任理事国としての力つまり国連における覇権的な権限をふるうことはできない。そこで、関係のない問題が安保理に登場したこの時をねらって報復したのであり、共和国はこのことの周知徹底を求めたと言える。共和国の後にグアテマラが演説を行ったが、「China」という言葉は使われなかった。この時はこの「合意」内容については明らかにされなかったが、「グアテマラは台湾との外交関係は維持しつつも、次の総会では、この決議案の共同提案国にはならないことを約束したという」報道もなされた。半年後、この報道が正しかったことが明らかになる。七月一四日、議題組み入れ提案がなされるが、前年まで提案国に加わっていたグアテマラの名はなかつたのである。グアテマラは一般委員会においても前年は台湾支持の演説を行っていたが、九七年九月一七日の委員会では発言しなかつた。「原因は全面的にグアテマラ政府の誤った行為にある」との共和国の主張を、グアテマラが一方的に受け入れた上での「解決」だったことが、改めて知られた。翌九八年七月八日にも同様の議題案が提出されるが、ここでもグアテマラの名はなかつた。

九七年の提案は、前年からさらに項目名が変えられ、「国際情勢の根本的な変化及び台湾海峡を挟む二つの政府の共

存のための一九七一年一〇月二五日の総会決議二七五八(XXVI)の見直しの必要」となった。付されていた決議案も全面的に変えられ、「決議二七五八(XXVI)に含まれる、台湾の中華民国を国連から追放した決定の部分の撤回」が求められるようになる。香港返還を経て、「国際情勢の根本的な変化」がより強調され、求める措置としてもより具体化されたものと思われる。

グアテマラを欠いた議題案提出から五日後の九七年七月二二日、共和国が反論を提出し、その最終節の中で、「もしニカラグア及びごく少数の国が自ら孤立化を選び、加盟国の圧倒的大多数に反対する立場をとり続けるのなら、彼らは最終的にその代償を支払うことになる」と述べた。半年前に、いわば見せしめとして行った報復を今後も行ふことを、改めて示したのである。七月二九日、ニカラグアはこれに対する書簡を提出し、これは、共和国が「はつきりとニカラグア及び多くの国連加盟国を脅している」言葉だとした上で、「総会の公式文書において公に脅迫がなされたことは、国際の平和及び安全の維持に対して基本的な任務を負う機関である安全保障理事会の常任理事国の一員の責任ある行動に矛盾する」と述べた。

同日ニカラグアは国連本部で記者会見を開催している。ニカラグア大使は、「自由選挙で成立したニカラグア政府は、ある国が行っている脅迫を告発する。その国は、アム

ネステイ・インターナショナルの一九九七年の人権報告によれば、「死刑及びその他の悪意に満ちた処遇……そして大量の即決死刑を頻繁に行っている」のである」と、自国内の人権を顧みない国が他国をも「脅迫」していることを強調した。そして、記者が、「やはり台湾を支持しているために、共和国の求めによりPKOの縮小や協議の遅延を余儀なくされている」ハイチやグアテマラのように、同様に台湾の国連加盟を支持する他の国に対して、Chinaが措置をとっているが、Chinaがニカラグアに報復した場合はどうするか」と尋ねたのに対しては、「国際的フォーラムにおいて自らを守る用意はできている。我々はおそれはない。しかし何が起きるかには関心を持っている」、「これは正義の問題であり、我々は自らの政策に基づいている。いかなる外国の勢力の指図を受けているわけではない」と答えた。また、「Chinaはどのような脅しをかけてきているのか」との質問に対しては、「その質問は(共和国の国連)大使本人に直接尋ねたほうがよいのでは」と、皮肉な答え方をした。前述のように、共和国とグアテマラの間の内容は明らかにはされず、憶測や伝聞に留まっていた。ところが翌年、この詳細が共和国側から明らかにされた。当時、グアテマラが共和国に対して「グアテマラ政府は総会の二七五八号決議の内容を尊重する」書簡を送り、「グアテマラ大使はさらに、グアテマラ政府は今後、台湾を支持し「国連再

加盟」的な活動への連署または発言しないことを承諾した」と言うのである。共和国はこの経緯の公表、特に自国民に対する、を積極的に行うことに疑問を感じていなかった。

小国に対して力による一方的な譲歩を迫った結果としての「二国間の書簡などを一方的に公表することは、これが「合意」とは名ばかりの、拒否権を利用した脅しに他ならなかったことを自ら認めたことを意味した。と言うよりも、「ポジジョン・ペーパー」を見ても明らかのように、共和国は明確に意識して報復を行い、そのことを自ら繰り返し表明することで、報復及び脅迫としての効果をあげることを狙っていた。この結果、台湾を支持する諸国のみならず、記者たちの間でも、共和国の行動は大国主義的な脅迫であるとの評価をより強めることになった。そしてそれこそ共和国が自ら望んだことに他ならなかったのである。このようなやり方に対して、共和国は疑問を感じていなかった。

五 共和国の主張の 混乱と転換

このような状況に対して、各国からは新たな意見が出てくる。グアテマラ問題の後の九月一七日に始められた一般委員会の審議で、パプアニューギニアは、「パプアニューギニアは中華人民共和国とすばらしい外交関係を維持し、同

時に台湾と実り豊かな貿易経済関係を享受してきた。この貿易関係は我が国の経済に多大の貢献しており、さらに拡大する潜在性がある。我が政府は、友好的かつ平和的な方法によってその基本的な違いを解決するよう、北京と台北に多くの機会に呼びかけてきた」と述べている。それまではむしろ台湾を支持する諸国が、両者と友好関係を持つことを望んでいると発言してきた。それは共和国からの批判をかかわすためのものだったわけだが、これに対してパプアニューギニアはどちらを支持するかを表明することなく、このような発言を行っている。これは、共和国と台湾の争いが各国、中でも小国に二者択一を迫り、しかもそれが露骨な脅迫にまで至っていることに対するいわば悲鳴だった。

この時、共和国は、「台湾当局が『一つのChina』の立場に立ち戻り、母国を引き裂くことを目的とする全ての活動を止めるよう希望する」という言葉を発している。香港が返還され、いわゆる一国二制度が発足したことを受けての台湾への直接のアピールだったと思われるが、これは論理的な混乱を含んでいた。かつては常任理事国、つまり覇権体制の一角であるChinaの議席を二つの政府が争っており、共和国を含むChina全体を台湾が代表するという虚構が一部の大国により維持されているという覇権的な状況をめぐって議論がなされていた。これは、少数の白人が多数の黒人を支配し差別する、当時南部アフリカにあったアパルトヘ

イト体制にも通じる状況だった。当時、台湾と共和国は両者が排他的であることでは一致していたが、このような背景のために、この時には一つのChinaという議論は一般的な説得力を持っていた。ところが九三年以降は、常任理事国としての共和国の議席を認めた上での台湾加盟の提案であり、状況が根本的に異なっている。そのような中で共和国が台湾に対して「一つのChina」の立場に立ち返ることを求めたことは、共和国にとっては、李登輝以降の台湾よりもかつての蒋介石政権の方が望ましいことを意味した。

この発言は各国の理解に混乱を招きかねなかった。政治体制の違いを争うのであるのならば他の国にも理解できる。革命やクーデターなどにより複数の政権が正当性を争うことは珍しいことではない。そしてその際には、法的正当性や政権の民主化の程度などをめぐって批判の応酬が繰り広げられることになる。しかしこの件に関しては、かつての台湾に比べて今の台湾の方が比較にならないほど民主化されており、他国の干渉の度合いというから見ても、はるかに自立していることは言うまでもない事実である。もはや傀儡、独裁、封建などという言葉で台湾を批判することはできない。それどころかニカラグアが行ったように、共和国の方が人権面などで批判を受けることになる。そして共和国もそのような言葉は使って台湾を批判はしていない。あくまでChinaは一つであり、これは内政問題であるとい

う点から議論している。ところがそのような状況で台湾にかつての姿勢に戻ることを求めるのは、例えば王権と革命政権の争いというよりも、封建体制下の王位継承権をめぐる争いであるかのようなことになる。

あるいは、少数民族や宗教の違いなどによる独立を認めないという論理であれば、各国にも理解できる。独立運動の抑圧は先進国、開発途上国を問わず頻繁に見られることなのだから。しかしそうであるのなら、台湾にかつての姿勢に戻ることを求めるのは理解できなくなる。この共和国の発言は、北京と台北の間では理解できても、他の国に通じる理屈とは言い難い、論理的な矛盾だった。そのような発言を世界に向けて発したことは、共和国が自らの議論の矛盾を認識していないことを示していた。同時に、この問題に巻き込まれてしまっている諸国にとっては、かつて正当性をめぐって蒋介石政権と言葉をきわめて非難しあったことは何だったのかという疑問も生まれることになる。

この頃から、共和国を支持する諸国の発言に「一つのChina」政策」という言葉が見られるようになる。例えば、九七年にはインドネシアが「インドネシアは『一つのChina』政策を採用している」と述べ、ザンビアやアイルランドもこの言葉を使い、九八年にも、セントルシア、ドイツ、チュニジアなどが同様の演説をしている。「政策」とは、共和国が繰り返している内政不干渉などのように、広く認められ

ている現代社会の原則は意味しない。また China 議席に対する法的正当性への含みもない。それを主張している側にとつても、それを支持している側にとつても、変わるこゝとがあり得る問題となることを意味する。共和国を支持する国を中心に、各国がこの問題から距離を置き始めたと言つてよいのではないだろうか。特に、九六年には「項目の組み入れ及び二つの China の再統一を支持する」短い演説を行い、台湾を支持する姿勢を見せていたセントルシアが、グアテマラ問題を経た二年後に「一つの China」政策を支持する」と表明したことに、共感をもって共和国を支持していないことが表れているように思われる。

グアテマラ問題から二年たった九八年、再び同様の問題が起こる。かつてユーゴスラビアに属していたマケドニア共和国に九二年以来派遣されていた予防展開部隊（UNPREDEP）に関して、事務総長がさらに六カ月間の延長を要請したのに対して、共和国の拒否権が懸念されたのである。マケドニアは九五年には「中華人民共和国の立場を支持する」との演説を行つていたが、九九年一月二七日に、この日をもって台湾と国交を樹立していた。マケドニア首相によると、その背景には「経済的困難のために援助が必要になつた」ことがあつた。

結局、調整がつかないままに UNPREDEP の展開期限が迫り、「China の拒否権の恐怖が強まる」中で投票が行

われた。投票に先立つて演説したマケドニアは「よく知られているように、特に近年、国連では拒否権について議論されている。加盟国は、少数の例外をのぞいて、安保理常任理事国に与えられているこの権利を使わないことに賛成している。拒否権の行使に反対する主な理由または主張は、安保理は国連憲章の下で加盟国を代表して行動するのであり、個々の加盟国の行動ではないことである。UNPREDEP の場合、その活動の延長は一カ国をのぞいて全ての、もう一度繰り返すが、全ての国に支持されていることが特に強調されるべきで、例外の国は、二国間の問題つまり我々全員が（拒否権行使の理由としては「河辺」国連憲章に全面的に反すると考える何もかを理由にして」と述べた。結局、安保理理事国一五カ国中一三カ国が賛成したが、共和国の拒否権により決議案は葬り去られた。棄権はロシアで、ロシアは UNPREDEP の任務を特に武器禁輸の監視に絞ろうと試みたが、それが反映されなかつたためと説明し、共和国の姿勢との違いを見せた。

グアテマラの場合には共和国を直接に名指しした批判はなかつたが、今回は状況が変わつた。共和国の演説直後に発言したカナダと、ヨーロッパ連合（EU）を代表するドイツが共和国を名指したのである。カナダは「UNPREDEP 延長への確固たる支持にもかかわらず、China の投じた拒否権のために理事会がそれをできなかつたことに深

く失望した」と述べた上で、「Chinaの決定は、表面的にはUNPREDEPとは無関係である二国間の関心を無理矢理当てはめた、不幸にして不適切な拒否権の使用である」と断じ、ドイツも「ヨーロッパ連合はChinaが拒否権を決めたことを深く遺憾とする」と述べた。特にカナダはこの月の安保理の議長国として当初から調整に関わっていた立場だっただけに、この発言は意味が大きかった。

この強い口調からは、マケドニア問題がヨーロッパの問題であることと、EUが深く関わっていることからくる、欧米諸国の関心の高さがうかがえた。しかし、通常はこのような場合に国名を名指しすることはなく、「ある常任理事国の拒否権」などと表現することが多い。これは単に外交辞令として遠回しに言っているというだけではなく、常任理事国が安保理の決定を左右できる以上、それを正面から批判しても事態の改善には結びつかないという現実も作用している。このため常任理事国を名指しで批判するのは、その国の責任を強調して批判の効果をあげることを目的とする場合が多く、その国の姿勢を変えることは必ずしも目指されていないことが一般的である。特に米ソ対立期には、採択される可能性がないような決議案をわざと提出して拒否権を行使させるようしむけたり、逆に、拒否権を投じる必要がない決議案でありながら常任理事国側がその強硬な姿勢を示すためにわざと行使するなどを経て、その後の演

説で相互に名指しの非難が展開することも珍しくなかった。しかしこの決議案はそのような事例ではなく、実現が目指されていたものだった。それにもかかわらずこのような名指しの非難があったことは、共和国への批判の高まりを示していた。そしてそれは、「一つのChina」という議論が少なくとも拒否権の行使の理由になるものとは認識されていないことを物語っていた。

これに対して共和国は、「旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国の情勢は過去数年で明らかに安定しており、周辺諸国との関係は改善され、この平和及び安定は、この地域の動向による悪影響を受けていない」とした上で、「アフリカ及び他の地域は今もなお紛争及び不安定に苦しめられており、国連の一層の関心及び貢献を必要としている。国連の最近の財政危機を考えると、加盟国に対してUNPREDEPへの負担を課し続けるのは正当でも公正でもない。すでに不十分な国連の資源は、それを最も必要としている所に使われるべきである」と理由づけた。それまで共和国は「マケドニアの決定は中国との二国間関係を害するものであり、それにより引き起こされる結果の責任はマケドニアにある」などと表明していたが、唐突に拒否権の公式理由を変えたのである。自国の事情のみを主張した上で露骨な圧力を表明していた二年前のグアテマラの場合に對して、他者の利益、特に世界規模の平和を理由にし、中でもアフ

リカへの配慮を示したことは大きな変化だった。たとえそれが表面的なものであるにしても。

欧米諸国の関心が旧ユーゴ関連の問題に集中しがちで第三世界、特にアフリカがしろにされているとの指摘は、これまでもアフリカ諸国を中心に繰り返されている。

またブトロス・ガリ前国連事務総長が再三この不満を漏らしていたこともよく知られている。しかしこのマケドニアの問題に関しては、九九年に安保理理事国を務めていたアフリカ諸国、ガボン、ガンビア、ナミビアは全て賛成していた。ガンビアは決議二七五八見直し提案国に名を連ね、一般委員会の審議でも台湾支持の演説を繰り返していたが、ナミビアは共和国支持の演説を行っていた。この共和国の発言は、事前の協議に基づいてアフリカ諸国の意向を代弁した結果と言うよりも、自らへの批判を避けるためにアフリカを利用したものと思えることができよう。そしてそれは、グアテマラ問題において共和国に対してなされた批判を共和国が受け入れたことを意味した。すなわち、共和国は常任理事国でありながら国際の平和及び安全に対する責任を果たさず、利己的な事情をそれとは無関係な問題に無理矢理に適用し、小国に対して大国主義的な脅しを行っているという批判の意味を、共和国はようやく気がついたのである。ただし共和国は直前まで「責任はマケドニアにある」と表明しており、自らの行動そのものを見直したわけでは

なく、単に批判の所在に気がついたに過ぎなかった。そして結果的であるにしても、第三世界の小国に対して拒否権を行使するときには全面的に強圧的な態度を見せた共和国は、ヨーロッパの問題に対してはアフリカを隠れ蓑にするという、露骨な態度の使い分けを行ったのである。

六 「第三世界」としての

「中国」

共和国は、反覇権や反植民地主義を唱え、自らを第三世界の一員と規定し、第三世界の諸国の支援を受けて国連に登場したが、自ら率先してそれらの諸国と歩みを一つにすることはなく、時にはそれらの諸国を裏切るような行動をとることもあった。NAMとも距離をおき続け、八九年九月にユーゴスラヴィアのベオグラードで開催された第九回首脳会議においても書簡を寄せるに留まった。これはヨーロッパ共同体、日本、ソ連、ローマ法王などと同じ立場にすぎなかった。

この第九回非同盟諸国首脳会議の後、米ソ首脳が冷戦の終焉を宣言する。さらに九〇―九一年には、一部の大国を中心に世界の大半の国が特定の国に対して制裁を加えるという湾岸戦争が起こる。国連の名による武力行使は、共和国が国連により侵略者と認定された朝鮮戦争以来のことだっ

た。ただし朝鮮戦争が戦後の覇権体制においてさらに覇が争われたものだったのに対して、これは大国中心の覇権体制としての安保理が初めて機能したものだ。点で根本的に異なっていた。そして朝鮮戦争は、国際協調と大国中心という戦後構想の二面性の重心が国際協調に移るようになる契機となったが、湾岸戦争はこの重心が大きく大国中心の方に振れたことを象徴していた。

翌九二年、共和国は初めて非同盟諸国首脳会議にオブザーバーを送る。米ソが世界中に展開した軍事同盟に対して六一年に生まれたNAMが米ソの和解によりその前提をなくし、またNAMが主要な活動の舞台としてきた国連総会が、安保理の活性化によりその役割を低下させる中でのことだった。それにもかかわらず共和国がNAMへ接近したことは、両者の間の理念が一致するようになったことの反映とは言い難かった。米ソ和解により安保理における自らの地位が相対的に弱くなった共和国が、その対策としてNAMを利用しようとしたと言えよう。いずれにせよ、それは共和国が総会の役割を重視する方向をとることを意味した。またNAMから見れば、活性化する安保理すなわち覇権体制に對抗するという、かつての安保理における共和国の存在の意味が改めて重要になってきていた。

九三年、共和国は七七カ国グループ（G77）にも接近を始める。G77は六四年に開催された国連貿易開発会議（U

NCTAD）を機に結成された開発途上国のグループの名称で、当時七七カ国がこれに参加したことに由来しており、政治的な意味のあるNAMよりも多くの国が関わってきている。ただし、両者の関係は密接で、例えばこの九三年一月にニューヨークで開催されたG77年次会議の外相宣言では、「NAMとG77」という一節を設けて、「様々な国際問題を検討するために、特に国連において、G77とNAMの間の調整と緊密化を一層強化する必要がある」と、「NAMとG77の諸計画の間の努力の調整に関して、開発に関する個別分野における開発途上国間の協力を強化する必要がある」などと宣言している。九八年の総会でナミビアが「NAM加盟国のタスクフォースであるG77」と述べていることが、その性格を示しているかもしれない。

G77の主張が体系化されたのが、七四年に総会において宣言された新国際経済秩序の樹立だった。これを推進した側にとつて見れば、これが七一年の共和国の議席回復と密接な関係を持っていたことは改めて言うまでもない。そしてこれは国連史上最も開発途上国が結集した決議だったが、共和国はこの決議案の提案国に名を連ねることはなく、G77とも距離を置いていた。この年、共和国は三つの世界論を提唱するが、この決議を推進した国を第三世界と呼ぶとすれば、共和国は第三世界の大部分の国とも立場を異にするいわば第四世界に自らを位置させたと云える。

G77は総会の開会前に事前に協議を行い、その経緯から当然に推測されるように経済問題を中心に活動する。具体的には、G77として演説を行い、決議案を作成、提出する。

そしてこれらの作業は年ごとに変わる議長国がG77を代表して行う。例えば、九一年はガーナが議長を務めており、この年に開催された第四六回総会で、G77の名で提案された決議案またはそれを基にした協議を踏まえて採択された決議は合計で二五に上り、そのうち二三が経済関係の決議だった。この会期に総会が採択した決議のうち、総会下部機関などが用意した決議案を除く、各国の提案した決議案により採択された決議などは二三二あった。つまり、G77の提案に基づく決議は約一〇%に上ったのである。また九二年の第四七回総会ではG77として二五回の発言が行われており、うち三回は本会議で、一回は国連の行財政問題を担当する第五委員会において、二一回は経済問題を担当する第二委員会における発言だった。

九二年にG77の議長を務めていたのは共和国と関係の深いパキスタンだった。先の二五回の発言のうち、年を越して審議が続けられたためにG77議長が交替した一件を除く二四回は、パキスタンが「G77を代表して」という前置きと共に演説をしている。しかしG77に参加していない共和国はこれらの演説とは一線を画していた。翌九三年のG77の議長は必ずしも共和国と親密とは言えない、コロンビアで、

前年から引き続き行われた国連の財政問題に関する審議において三月二九日にG77を代表して最初の演説を行ったが、ここでも共和国の関与はなかった。ところが九月から始まった第四三回総会からは、経済問題の一般討論すなわち包括的な経済演説を始めとして、「G77を代表して」コロンビアが行った演説の多くに、「G77とChinaを代表して」という前置きが付けられるようになるのである。その後も九八年に至るまで同様の事態が続いている。

共和国がこの時点で「第三世界」の集まりであるG77に接近を始めたのは、米ソ対立の終演後にNAMに接近したこと以上に不自然だった。G77の大半の諸国は、レーガン政権の経済政策の影響もあり、八〇年代に深刻な債務危機、経済危機に陥り、八〇年代は「失われた一〇年」と呼ばれていた。いわゆる冷戦後の民族紛争の多くはここに遠因を見ることができるところがこれらの開発途上国とは異なり、共和国は八〇年代を通じて驚異的な経済成長を続けていた。その成長率は九〇年三・九%、九一年八・〇%を記録していたが、さらに九二年春には「改革開放促進、成長加速」が打ち出され、秋の党大会では「社会主義市場経済」が提起された。この結果、パブル経済化し、九二年の成長率は一三・二%、九三年は一三・四%を記録することになる。これに対して、開発途上国全体では九二年四・九%、九三年五・二%に留まり、Chinaを集計から除外すると開発途上国

の成長率は三%台に落ち込むという状況だった。さらにアフリカ全体では九二年〇・八%、九三年一・六%にすぎなかった。⁽⁸⁾ 共和国のG77接近は、共和国がパブルに踊る一方で、開発途上国特にアフリカ諸国などが深刻な事態に陥っているという、矛盾した状況下でのことだったのである。

従って経済状況の類似性または問題関心の共有から共和国がG77に接近したとは言い難い。共和国のG77への姿勢の転換は、総会において最後に「G77を代表して」演説が行われた九三年三月から、最初に「G77とChinaを代表して」演説が行われた九月までの間に起きた出来事が、影響していると考えることができる。すなわち、総会の開会に先立って八月六日付の書簡により台湾問題の議題組み入れが正式に提案されたことである。

ところで総会においてはNAMよりもG77の方が活発に活動している。先に九一年の総会決議において各国の提案により成立した決議案の約一〇%がG77が提案に関わったものと述べたが、NAMを代表して提案された決議案により成立したものは三回、一二・九%にすぎない。これには、NAMとして扱う問題は政治色を帯びることになり参加国の中で対立を呼びやすいのに対して、G77は経済問題を中心とするために参加国の足並みをそろえやすいことも影響している。しかしそれだけではなく、それぞれの由来も見過ごせない。

NAMは国連とは別個に誕生したが、G77結成の場となったUNCTADは国連総会が開催し、その後常設化されたものである。その重要な目標である新国際経済秩序も総会決議の形で樹立が宣言されている。つまりG77は国連、特に総会における開発途上国の活動の代名詞と言ってもよく、国連と不可分の組織なのである。G77はNAMのタスクフォースという先のナミビアの言葉はこの意味で理解されなければならない。これは、G77のための機関と言ってもよいUNCTADを米国が批判している背景でもある。

一方、米ソ対立が終わりNAMがその意味合いを変えると同時に改めて南北問題に焦点が当たる中で、G77の役割が改めて重要になっていった。共和国のG77への接近は、G77参加国との問題関心の共有や置かれた経済状況の共通性に起因するというよりも、共和国が目をつけたいために、総会に対して関心を寄せざるを得ない状況が生じたために、総会を基盤とする組織に歩み寄ったものと思われる。少なくとも、ソマリア、ルワンダ、シエラレオネ、ザイル（現コンゴ）などのように、経済的に破綻するのみならず政府が機能しているとすら言い難く、その後多くの問題が吹き出す諸国を多く抱えるアフリカなどと共和国が、経済をめぐる共通の問題意識を持っていたとは言えない。例えば九八年のNAM首脳会議に先だって開催された外相会議において、当時の南アフリカのムベキ副大統領は次のように演

説している。「しかしながら、現実には投資の大部分は先進国間で行き来しているにすぎず、開発途上国に向けられたのは、一九九六年の直接海外投資の三〇%だけだった。さらに我々は、一九九四年の数字では開発途上国向け全体の四〇%が China へのものであることを考慮に入れなければならない。同様に貿易に関しては、一九九五年の世界銀行の暫定数値では、China を除けば、開発途上国は全貿易の二二・五%に留まっていたのである」⁸⁶。この演説が南アフリカと共和国が国交を樹立した後になされていることに注意を払うべきである。アフリカ諸国から見て、共和国の経済発展とその巨大さはどこまでも例外だったのである。

なお、「G77とChinaを代表して」という言葉が頻繁に国連総会、すなわち国際協調を象徴する場で使用されることを持つ矛盾も見過ごすべきではないだろう。G77は、インド、インドネシア、ナイジェリア、ブラジルなどの巨大な人口や国土を抱える諸国をはじめとして九八年九月二五日現在で共和国を含め一三三カ国が参加している。この言葉は、そのようなG77と共和国一カ国を対置するという不釣り合いを総会において一般化することでもあるのだから。

このような唐突で便宜的なG77への接近は、共和国にとつて両刃の刃にもなった。湾岸戦争においてイラクを攻撃したのは英米を中心とする西側先進国だったが、台湾問題を提起しているのは第三世界の諸国に他ならなかったため

ある。共和国がG77に接近した翌九四年、一般委員会の審議においてグレナダは、G77の一員としてグレナダは一九七一年の中華人民共和国の国連登場を最も尊重している。しかし国連からの台湾追放を導き出した当時の地政学的及び歴史的環境により、異常事態が生み出されたことは確かなことだと確信している」と述べている。これは明らかに共和国のG77への接近を前提にした、共和国への反撃だった。そして少なくとも結果的には、共和国のG77への接近によりこのような発言は説得力を増すものになった。

このような中で、翌九五年に開催された第一一回非同盟諸国首脳会議において興味深い変化が起きた。コロンビアで開催されたこの会議の最終文書の参加者名簿において、共和国を「China (People's Republic)」と表現したのである。⁸⁷これは、NAMとして台湾すなわちChina (Republic)の承認への可能性を示すものと言うことができた。かつてNAMは共和国の国連における議席を支持していた。また、外的要因からのNAMの転換点となった米ソ対立の終焉と湾岸戦争を挟んだ八九年と九二年の首脳会議では、ともに単にChinaと記載していた。従って共和国の名称表記の変更は、いわゆる冷戦の終焉や冷戦後のいわゆる新世界秩序をめぐる動きとは直接の関係はなかった。そして、共和国の名称変更が起きた九五年の首脳会議までの間に共和国に関して起きた大きな変化は、そのNAMやG77への接近と、

台湾問題に他ならなかった。しかもこの転換点となった九五年のNAMが開催されたのはコロンビア、つまり共和国がG77に接近した九三年のG77の議長国だった。このNAMにおける名称変更は、共和国のG77への接近を踏まえたものであり、NAM参加国すなわち開発途上国からの共和国の姿勢に対する反発の表れとも言うことができた。

おわりに

九八年の一般委員会における発言から、共和国と台湾を支持している国を整理すると、アジア、中東、ヨーロッパ、旧ソ連では地域内では姿勢の違いはない一方、アフリカとカリブ・中米では議論が分かれていることが改めて分かる(表)。しかもアフリカでは、西アフリカに台湾支持の国が多く、この年に発言した国に限ってみれば、この地域で共和国を支持しているのはカメルーンのみである。つまり東アジアから距離が離れるほど台湾を支持する国が増えていく。そしてそれらの諸国はみな小国である。最も人口の多いマラウイとブルキナファソでも一〇〇〇万人をわずかに越える程度でドミニカやグレナダは一〇万人を下回る。かつての代表権問題と同様、東アジアから最も遠く本件との関わりが最も薄い地域で、しかも小国を間に挟んで争われていることが、ここにもはっきりと表れている。台湾から

見れば、共和国との関係が少なければ自らへの支援を働きかけやすく、加えて小国であれば少ない援助でその効果を期待できる。費用対効果が高いわけである。そして、関係が希薄である分だけ、台湾がアメを振る舞う場合も共和国がムチをふる場合も、露骨な形をとることになる。これは関係のない国に問題を押しつけているのに他ならない。ともに大きな力を持つ共和国と台湾が遠く離れた地域の小国を利用した代理戦争のような状況と言えよう。

共和国の外交姿勢は日本のそれと似ている点がある。ともに反覇権や反核などの外交理念を謳っており、特にそれは第三世界の一員やアジアの一員、東洋と西洋の架け橋など、欧米諸国に対抗する非欧米の立場を強調している。しかし実際にはともに大国的に振る舞っており、自らに影響が及ばないかぎり他国、特に小国の問題などに積極的になることは少なく、そのような理念に真つ向から反する行動をとることも珍しくない。このような理念を提示するのは、自らの大国主義的な行動を非欧米の立場を強調することでごまかそうとするものにはすぎず、実際の外交政策立案の基礎とし、その外交行動の規範とするためのものではないのである。

このような表面的な理念の提示には、対外的というよりも対内的な役割が大きい。つまり、政府の正当性を高めると同時にその外交行動への注意をそらせ、さらに愛国主義

	台湾支持	共和国支持
アフリカ	セネガル、スワジランド、マラウイ、ガンビア、ブルキナファソ、リベリア、サントメプリンシペ、チャド	タンザニア、リビア、ジブチ、アルジェリア、スーダン、ジンバブエ、エジプト、ウガンダ、チュニジア、カメルーン、ケニア、レソト
カリブ・中米	ホンジュラス、ドミニカ、セントヴィンセント、ニカラグア、グレナダ、エルサルバドル	セントルシア、キューバ
南米	パラグアイ	アルゼンチン、メキシコ、チリ、ブラジル、スリナム
オセアニア	ソロモン	
アジア		スリランカ、ネパール、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、モンゴル、パキスタン
中東		イラク、クウェート、キプロス、シリア、イラン、イエメン
ヨーロッパ		イタリア、ドイツ
旧ソ連		カザフスタン、グルジア、ベラルーシ、ロシア、トルクメニスタン

(適に地域などに分け、発言順で配置。必ずしも国連で一般に用いられている地域区分とは一致しない。)

や民族主義を助長して政府への不満を緩和させるのである。この結果、国の外から、実際のその政府の対外行動に基づいてなされる判断と、スローガンに影響されがちな内側から見た自国への認識は大きく食い違いがちとなる。そしてこの食い違いから生まれる軋轢のために、国民は、自分たちが諸外国、特に欧米諸国から理解されていないあるいは差別されているという被害者意識やフラストレーションを持ちやすくなる。しかも、ともに他の小国に大きな影響を及ぼす巨大な国でありながら、自らの大国主義的行動に目が向けられることは少なくなる。むしろ逆に、自国が十分な影響力を世界において発揮できず他の大国から不当な扱いを受けていると考えがちであり、理念に対する無力感も生じる。そしてそれに対抗するためにと称して、現実的な対応つまり力を背景にした議論が優勢になり、自らの大国主義的行動を正当化する傾向も強くなる。

例えば最近の日本で見られる、平和論

の衰退と軍事的対応への支持の増加や、日本が常任理事国となつて平和のために努力すべきなどという主張が受け入れられるのはまさにこの現れである。この種の議論においては、これまでの外交政策が国民に提示してきた理念に沿つたものだったのか否かが検討されることはほとんどない。そのような状況にありながら、自国の発言力の強化が国内向けに便宜的に提唱されたスローガンの実行につながると思ふことは、検証もせずに単純にそれまでの外交政策を肯定しているのに他ならない。

もちろん、こうしたことは大なり小なりどの国においても観察されることである。しかしそれが現に覇権体制に属している国、または常任理事国となつて名実共に覇権体制に参加することを狙つている国において、しかも甚だしい形で起きており、その行動が現実^に他国に対して少なからぬ影響を及ぼしているのであれば見過ごせるものではなくなる。台湾問題に則して言えば、共和国が「一つの China」を各国に押しつけ、拒否権を行使している以上、共和国にはそれを説明する責任が生じるわけである。共和国の人口は、ロシアとウクライナを除く全ヨーロッパと全アフリカの人口の合計、または全アフリカとカリブ・中南米の合計に匹敵する³⁰。共和国は一〇〇カ国の人口の合計にも相当するような巨大な人口を対象にして、一つの China を主張し、「台湾の独立」を否認しているのである。これは世界の他の

人々の理解を超えている。なにしろ、植民地支配により恣意的に分割されたアフリカの団結を訴えた汎アフリカ主義、またこれとは逆に偏狭な民族主義の主張の代名詞となつた大ドイツ主義、大セルビア主義、大クロアチア主義などをはるかに越えた規模なのである。

加えて、一般に China は国名として認識されているが、これが「中華」の翻訳であり地理的な概念でも民族的な概念でもないというのならば、なおさら他の人々の理解を超えている。そもそも、なぜドイツ、イエメン、Korea などとは二つの政府があつてもよく、また、ドミニカ、ギニア、コンゴなどを名乗る国は複数あるのに、自らが認めるだけで五六の民族から構成されている China だけは一つでなければならぬのか、このよう疑問がもたれても不思議ではない。共和国はこれを、当事者だけが理解できる言葉ではなく、普遍性をもつた言葉で説明しなければならぬ。その説明責任を果たさず、一方的に一つの China を強弁し、拒否権を行使し、小国を振り回すのであるならば、小国をないがしろにする大国主義以外なものでもない。

共和国は開発途上国を利用はするがそこに十分な共感を示してはこず、開発途上国が重視する国連総会に対しても十分な注意を払つてこなかった。それが台湾問題が生じたことにより、目を向ける姿勢だけでも見せざるを得なくなつている。特に、マケドニア問題においてアフリカをその拒

否権の理由付けに利用したことがこのことを象徴している。九九年七月に李登輝が台湾と共和国の関係を二国間関係と表明したが、このことの背景にも、共和国が九七年に示した強圧的な態度の負の影響を認識してマケドニア問題で態度を変えたことがあるかもしれない。もちろん台湾の政局への配慮が大きいだろうが、九九年の総会議題への項目組み入れ要請がなされる時期に先立つ時期に行われていることから、李の発言はそのような戦略的な意図を持つと考えてよい。ただ、従来の経緯を考えれば、共和国の姿勢の変化は便宜的なものと言わざるを得ない。

アフリカに接近しているのは共和国や台湾ばかりではない。東アジアで巨大な力を持つもう一つの国、日本も同様である。その背景には、日本が国連安保理の常任理事国への願望を持っていることがある。安保理の議席数や常任理事国の顔ぶれを改変するためには国連憲章の改訂が必要だが、それを発議するのはアフリカ諸国が四分の一以上の票を持つ国連総会であるためである。問題が解決しない限りにおいて、アフリカは地球の裏側から盛んにアプローチをかけられることになる。しかしこれらの勢力がこれまでアフリカに共感を持ってきたわけではない。問題が決着を見た場合、つまり兩岸関係が何らかの進展を見せたり、日本が常任理事国となるかまたはそのことをあきらめた場合には、三者ともアフリカに目を向けなくなる可能性が高い。

国連が創設された際には、矛盾する点や覇権的な面などの多くの問題があったにせよ、当時の米国がそれなりの理想を掲げ、その実現のために多くの努力を払ったことは否定できない。では、現在すでに大きな力を持ち、二一世紀に向けてさらにその力を拡大することも予想される東アジアの諸勢力は、そのような理念を持っているのだろうか。また努力をしているのだろうか。いずれの勢力も、これまでの大國主義的な姿勢を省みることなく都合的にアフリカに世辞を言っており、そのような理念や努力は見えない。それどころか、覇権主義と多國間協調主義という国連の二つの考え方に照らして言えば、共和国も日本も覇権的傾向をますます強めているように思われる。

そしてそのような理念を検討する際には、歴史への的確な認識が欠かせない。例えば共和国が繰り返してきた半植民地化などの悲惨な歴史は、同様の経験をした他者への共感を持つことにより前向きの意味を持つ。では、今も天安門広場に掲げられている「世界人民大団結万歳」という標語や、共和国がその初めての大國演説で行った「大國のパワー・ポリティクスと覇権は小國を脅し、または、強國は弱小國を脅す」という演説はどこまで内実があったのか。日本が唱えてきた核廃絶などの言葉と同じく空しいスローガンだったと言わざるを得ないのではないだろうか。これらを検証せずに抽象的に理念を論じても無意味、さら

に言えば危険である。台湾の国連加盟問題は、共和国に対してそのような議論も突きつけているのである。

注

- < 1 > United Nations Document A/RES/498. 以下、特に記載しなご限り文書番号のみを記したものは国連文書を示す。
- < 2 > A/RES/1723 (XVII). 提案国は他にアイルランドとエルサルバドル。決議案は A/L. 376.
- < 3 > A/RES/1514 (XV).
- < 4 > A/RES/1653 (XVI).
- < 5 > A/L. 292 & Add. 1-3.
- < 6 > 河辺一郎「一九七〇年代の国連における中国の行動に「ごう」『中国21』創刊号、一九九七年九月。
- < 7 > UN, 'South African Desahilization—The Economic Cost of Frontline Resistance to Apartheid,' pp. 3-6, 1988.
- < 8 > 河辺一郎「国連と日本」岩波新書、一九九四年、四頁。
- < 9 > Jeanne J. Kirkpatrick, 'Redefining Asian—American Ties,' Address to the Asia Society, New York City, April 14, 1981, "The Reagan Phenomenon—and other speeches on foreign policy—," p. 172, American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1983.
- < 10 > A/48/191 & Add. 1-3.
- < 11 > 例えはコスタリカは「我々の特別の関心は台湾の中華民国の事例である」といふ (A/47/PV. 15, p. 114, 28 Sep. 1992)。

ホンジュラスは「我が代表団は、他の中央アメリカ諸国と同様に、中華民国のために道を開くべきだと確信している」と述べたこと (A/47/PV. 26, p. 61, 6 Oct. 1992)。

- < 12 > A/47/520, A/47/564.
- < 13 > A/48/306.
- < 14 > A/48/100.
- < 15 > A/48/150.
- < 16 > A/48/200.
- < 17 > A/BUR/48/SR. 1, pp. 12-13, para. 94.
- < 18 > Ibid., p. 14, para. 97.
- < 19 > 中華民国外交部「中華民国と国連」、一九九五年五月、一六頁。
- < 20 > A/PV. 304, p. 375, para. 45.
- < 21 > A/RES/181 (II).
- < 22 > A/RES/2672C.
- < 23 > A/9742 & Add. 1-4.
- < 24 > UN, "Index to proceedings of the General Assembly," ST/LIB/SER. B/A. 26, pp. 180-181.
- < 25 > Ibid., pp. 263 & 257.
- < 26 > UN, GAOR Thirtieth session Plenary Meetings Vol. II, p. 763, para. 102.
- < 27 > A/46/L. 347 & Add. 1.
- < 28 > A/46/PV. 74.
- < 29 > 河辺編「国連総会・安保理投票記録 一九九一年版」新聞資料センター。

- < 30 > A/37/245.
- < 31 > A/46/344, para. 43.
- < 32 > A/46/501, dated 12 Aug. and A/46/501/Rev. 1, dated 27 Sep.
- < 33 > 河辺「前掲論文」。
- < 34 > A/47/520.
- < 35 > A/47/564.
- < 36 > A/49/144 & Add. 1-3.
- < 37 > A/BUR/49/SR. 1 & 2.
- < 38 > A/50/145 & Add. 1.
- < 39 > A/BUR/50/SR. 1 & 2.
- < 40 > A/51/142.
- < 41 > A/51/223.
- < 42 > A/BUR/51/SR. 1, p. 11, para. 72.
- < 43 > 例え九八年一月五日の総会第一委員会の投票説明。
GA/DS/3129.
- < 44 > S/1997/51.
- < 45 > S/1996/1045 & Add. 1 & 2.
- < 46 > S/1997/18.
- < 47 > S/PV. 3730, p. 3.
- < 48 > その後一九九八年四月二三日付でギニアビサウと共和
国は国交を回復した。
- < 49 > S/PV. 3730, p. 14.
- < 50 > Ibid., p. 20.

なお、参考までに共和国の演説全文を以下に示す。

「Chinese 代表は手元にある決議案に対して反対票を投

じた。このような事態は我々が欲したものではない。この原因は全面的にグアテマラ政府の誤った行為にある。China はグアテマラにおける和平プロセスとグアテマラの二つの勢力が合意した和平協定により採択された関係決議を一貫して支持してきた。そして同国に平和と安定が行き渡ることを心より望んでいる。

しかし残念ながらグアテマラ政府は、無節操にも四年間連続して国連において China を分裂させる活動を支持してきている。それが国連憲章の目的及び原則を侵害し、Chinese 政府が再三に渡って外交的措置を講じたにもかかわらず。さらにグアテマラは、Chinese 政府の真摯な警告にもかかわらず、台湾当局をグアテマラにおける和平協定署名式に招待することを決定し、China に対する脱退主義活動に機会を提供しようとしたのである。

全加盟国にとって、国連憲章の目的及び原則を守ることは避け得ない義務である。グアテマラ政府は自らの行為によって、国連憲章の目的及び原則を踏みにじり、総会決議二七五八に違反し、China の主権及び領土的統一を侵害し、その内政に干渉し、Chinese 人民の感情を傷つけた。

グアテマラ当局は、China の主権及び領土的統一を侵害する行為をとっている限り、安全保障理事会において China の協力を期待することはできないのである。いかなる国の和平プロセスも、他の国の主権と領土的統一を代償とすることはない。

グアテマラ政府がとった China の利益を傷つけた行動にもかかわらず、現在取り扱っている問題への適切な解決を探るために、我々はなおも、建設的かつ未来志向のアプローチによる理性的な提案を行った。グアテマラ政府がその誤りを正すために現実的な行動をとることを、我々は希望していたのである。ここに China の誠実さがよく表れている。ところが、グアテマラ政府はこれらのことに対して耳をかさず、その誤った立場に固執し、我々が決議案を支持する上で深刻な障害を作った。ここから発生した全ての影響に対してグアテマラ政府が責任を負うべきであることは、疑いもなく。

台湾問題に対する China の原則的立場を再確認したい。世界には一つの China しか存在せず、中華人民共和国のみが、全 Chinese 人民を代表する唯一の合法的政府である。台湾問題は China の主権、領土的統一及び国家再統一の大義に関する主要な原則問題である。これは全面的に China の内政問題であり、外部の干渉には一切耐えられない。Chinese 政府はこの問題に関して一切妥協の余地を持たない。これは、自らの国家主権及び領土的統一を守るための、Chinese 政府が変わることのない決定なのである。

最後に、もしグアテマラ政府が全面的に誠実で、この和平プロセスを重視し、障害を取り除こうとするのであるのならば、Chinese 代表は安全保障理事会によるグアテマラにおける軍事監視団の展開の認可について考え直す

「」を指摘した。」

- < 51 > S/PV. 3732, p. 3.
- < 52 > S/1997/53.
- < 53 > 『朝日新聞』一九九七年一月二二日朝刊。
- < 54 > A/52/143.
- < 55 > A/BUR/48/SR. 1, pp. 12-13.
- < 56 > A/53/145.
- < 57 > A/52/255.
- < 58 > A/52/263.
- < 59 > Press Conference by Nicaragua, 29 July 1997, Press Briefing, <http://un.org>.
- < 60 > 中華人民共和国外交部政策研究室編『中国外交 一九九八年版』世界知識出版社、七一〇頁。
- < 61 > A/BUR/52/SR. 1, p. 18, para. 108.
- < 62 > Ibid., p. 10, para. 63.
- < 63 > Ibid., p. 12, para. 75.
- < 64 > Ibid., p. 16, para. 110.
- < 65 > A/BUR/53/SR. 2, p. 2, para. 15.
- < 66 > S/1999/161.
- < 67 > A/BUR/50/SR. 1, p. 14, para. 95.
- < 68 > 『朝日新聞』一九九九年二月三日朝刊。
- < 69 > Reuters, 22 February, 1999.
- < 70 > S/PV. 3982, p. 4.
- < 71 > Ibid.
- < 72 > Ibid., p. 7.

- < 73 > Ibid., p. 8.
- < 74 > Ibid., pp. 6-7.
- < 75 > 『朝日新聞』一九九九年二月三日朝刊。
- < 76 > Final Document of Ninth Summit of Heads of State or Government of Non-Aligned Countries, A/44/551-S/20870, p. 145.
- < 77 > Final Document of Tenth Summit of Heads of State or Government of Non-Aligned Countries, A/47/675-S/24816, p. 137.
- < 78 > Declaration of the Ministers for Foreign Affairs of the Group of 77 adopted at the seventeenth annual meeting held in New York on 5 October 1993, A/48/486, p. 19, paras. 79-80.
- < 79 > A/53/P.V. 10, p. 28.
- < 80 > 前掲『国連総会・安保理投票記録 一九九一年版』六一頁。
- < 81 > UN, "Index to proceedings of the General Assembly," ST/LIB/SER. B/A. 44 (partII), pp. 53-54.
- < 82 > A/C. 5/47/SR. 59, pp. 7-9.
- < 83 > A/C. 2/48/SR. 3, paras.
- < 84 > UN, "Index to proceedings of the General Assembly," ST/LIB/SER. B/A. 50 (partII), pp. 61-62. 『A/48/SR. 77』による演説は二回行われているが、そのうちA/C. 2/SR. 25のスピーチによる演説はG 77を代表したものではなく、編集上の誤りで挙げられたものと思われる。また『A/C. 2/48/SR. 2, A/C. 2/48/SR. 23, A/C. 2/48/SR. 48, A/C. 4/48/SR. 9, A/C. 5/48/SR.

- 67における五回の演説は、G 77のみを代表して行われている。従って、二三回の演説中、一八回がG 77とChinaを代表して行われた。
- < 85 > UN, "World Economic and Social Survey, 1994," pp. 41-42.
- < 86 > <http://southmovement.alpha-link.com.au/>. 首脳会議の最終文書は国連総会・安保理文書として発行されている (A/53/667-S/1998/1071) が、ムベキ外相の演説は含まれていない。
- < 87 > <http://www.g77.org/geninfo/members.htm>
- < 88 > A/BUR/49/SR. 1, p. 17, para. 118.
- < 89 > Final Document of Eleventh Summit of Heads of State or Government of Non-Aligned Countries, A/50/752, p. 12.
- < 90 > 一九九八年央推計で、Chinaは一、二五五、六九八、〇〇〇人。一方、アフリカの全人口は七四八、九二七、〇〇〇人、ロシアとウクライナを除く全欧の人口は五三〇、五七六、〇〇〇人。カリブ・中南米は五〇三、五二四、〇〇〇人。アフリカと全欧の合計は一、二七九、五〇三、〇〇〇人。アフリカ、カリブ・中南米の合計は一、二五二、四五二、〇〇〇人。 <http://www.unpop.org/popin/wdtrends/p98/fp98.htm>
- < 91 > A/P.V. 1983, paras. 193-213.